

# 国保連合会だより



NO. 27-3  
平成27年 6月17日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## 1 電子レセプト請求を行う保険医療機関（保険薬局）における紙レセプト請求の取扱い

電子レセプト請求にかかる猶予措置期間が経過したことにより、新たに電子レセプト請求を始めた保険医療機関（保険薬局）におかれましては、月遅れ分や返戻分など紙レセプトを請求される場合、次の点に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、電子レセプト請求を行わない（免除届出書提出に限る）保険医療機関（保険薬局）におかれましては、月遅れ分等の請求に関する取扱いには変更はありません。

- (1) 保険者ごとに診療報酬請求書を添付してください。  
(印もれのないよう注意願います。)
- (2) 県内保険者、県外保険者別に総括表を作成してください。
- (3) 診療報酬請求書及び総括表には、紙レセプトの請求分のみを記載し、電子レセプト請求分は含めないようお願いします。
- (4) 紙レセプトの請求がなく電子レセプト請求のみの場合は、診療報酬請求書及び総括表の提出は必要はありません。

《参考》 診療報酬請求書・総括表の提出について（必要：○、不要：—）

区 分		請求書	総括表
紙レセプト請求分	(1) 当月分を請求する場合	○	○
	(2) 月遅れ分を請求する場合		
	(3) 返戻分を再請求する場合		
電子レセプト請求分		—	—

(1)～(3)が混在する場合は、請求件数・請求点数は合算した集計値となります。

※ 診療報酬請求書及び総括表は本会ホームページからダウンロードをお願いします。  
(本会ホームページアドレス：<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>)

## 2 FD（フロッピーディスク）で請求されている保険医療機関へ

レセプトの電子媒体請求は、FD、CD-R又はMOで行うことが取り決められておりますが、FDで請求されている保険医療機関につきましては、CD-Rへ切り替えての請求に御協力をお願いします。

CD-Rは、FDに比べ受付時の媒体不良エラー（ファイルが開けない状態）の発生による再送付などをお願いすることが少なくなります。

なお、切替方法は以下のとおりとなります。

届 出 … 必要ありません。

請求時 … 電子媒体に添付していただいております、「光ディスク等送付書」の「媒体種類」欄の「CD-R」に○をお願いします。